



令和5年度 広域助成募集要項

社会福祉法人奈良県共同募金会

令和5年度 広域助成の申請について、次のとおり募集します。

■令和5年度広域助成は、「事業経費助成」「施設・設備整備費助成」「車両整備助成」の種別で申請を募集します（別途、社会福祉協議会を対象とする助成もあります）。
下記の4つの項目は、全ての助成申請の共通事項です。

助成年度	令和6年度に実施する事業が対象です。 (令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に行い、完了する事業)
助成の対象団体	<p>県内において、主に全県的または複数市町村域にまたがって行われる事業、地域福祉推進のための事業、更生保護事業及びその他の社会福祉を目的とする事業を行っている①～③の要件を満たしている団体が対象です。</p> <p>①法人格の有無を問わず、団体の規約並びに活動計画及び予算、決算を備えており、活動の実績、内容及び財務の状況を公開しているもの</p> <p>②1年以上活動実績があるもの。ただし、活動準備行為等を助成対象とする場合はこの限りではない。</p> <p>③共同募金運動の趣旨に理解、共感し、積極的に参画、推進するもの</p>
助成の対象とならない事業	<p>①当該事業が、営利活動や政治、宗教等の手段とみなされる事業</p> <p>②構成員の互助共済を主たる目的とする事業</p> <p>③事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能と認められる事業</p> <p>④社会福祉法人等が実施する公費による補助・委託事業又は介護保険等の公的な制度の中で運営される社会福祉事業</p> <p>⑤借入金の返済・負債整理の事業</p> <p>⑥土地の購入又は造成事業</p> <p>⑦助成決定前に購入又は着工した事業</p> <p>⑧法令上必要な許認可を受けていないもの</p> <p>⑨他団体又は下部組織への運営補助事業</p>
申請数	同一申請者が同一年度に、広域助成の「事業経費助成」「施設・設備整備費助成」「共同募金運動啓発助成(車両整備助成)」への複数申請はできません。

■広域助成の種別毎の助成内容

種別	事業経費助成	施設・設備整備費助成	共同募金運動啓発助成 (車両整備助成)
対象事業	<p>①地域住民の理解と協力を得ながら、公的制度では対応できない福祉サービスを提供する事業</p> <p>②施設の有する機能を生かして地域住民に対する福祉サービスを提供する事業</p> <p>③地域住民や福祉等関係者などを対象とした各種啓発、研修等の事業</p> <p>④地域福祉の課題を解決するために関係団体と連携して行う事業</p> <p>⑤地域福祉・更生保護及びその他社会福祉の向上を目的とする事業にかかる備品購入事業</p> <p>⑥県内福祉団体等が県内で開催する全国大会及び近畿ブロック大会</p> <p>⑦機関誌・広報誌発行事業（ただし、会員・構成員以外にも有益な情報を提供するなど、公益性の高い情報発信を行う啓発事業に限る）</p>	<p>①地域福祉・更生保護及びその他社会福祉の向上を目的とする事業を実施するための建物の新築・増改築・改修、及び設備を整備する事業を対象とする。</p> <p>なお、要綱第3条「助成対象事業の欠格要件」の（4）「社会福祉法人等が実施する公費による補助・委託事業又は介護保険等の公的な制度の中で運営される社会福祉事業」における施設・設備整備事業も助成対象とする。</p> <p>②建築工事の場合は、申請者が法人格を有することを条件とし、申請法人が所有する建物または相当期間（概ね5年以上）と認められる貸借契約により民間から借用する建物において、借主が修繕等の義務を負っていることの書面契約が交わされている場合に限る。</p>	<p>①地域福祉・更生保護及びその他社会福祉の向上を目的とする事業に日常的に使用する車両や公的な制度の中で実施する社会福祉事業において、利用者の処遇向上のために日常的に使用する車両（原則として新車）を購入する事業を対象とする。</p> <p>なお、要綱第3条「助成対象事業の欠格要件」の（4）「社会福祉法人等が実施する公費による補助・委託事業又は介護保険等の公的な制度の中で運営される社会福祉事業」における車両整備事業も助成対象とする。</p> <p>②更新の場合は、購入後、助成申請受付期限までに10年経過または10万キロ以上走行した車両の更新を対象とする。ただし、条件に満たない場合であっても、更新を必要とする理由をやむを得ないと認める場合は助成対象とする。</p>
対象経費	<p>上記事業実施に係る、謝金、旅費・交通費、通信運搬費、会場・設備・備品使用料、印刷製本費、備品購入費、消耗品費等を対象経費とする。</p> <p>なお、1点あたり2万円以上の支出経費については、見積書・パンフレット等の写しで金額が把握できるものを添付すること。</p>	<p>上記事業実施に係る工事費等を対象経費とする。</p>	<p>原則として次のタイプの車両で、車両本体経費のほか、使用目的に必要な装備等の改造経費・付属品等及び受配表示経費を対象経費とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉車両（車椅子対応・ストレッチャー対応など高齢者・障害者向けの装備があるもの） ・ワゴン車（乗車定員7人以上10人以下のもの） ・バス（乗車定員11人以上のもの） ・貨物車（トラック・バンタイプ車両） ・その他（特別装備はないが、利用者の処遇改善に特に必要と認められる車両）

種別	事業経費助成	施設・設備整備費助成	共同募金運動啓発助成 (車両整備助成)
対象外経費	<p>①申請者の組織運営及び管理事務に係る経費（人件費、旅費、組織内での月々の電話代・コピー機等の使用料等）</p> <p>②全国大会や研修会等に参加するための経費</p> <p>③飲食経費（生活支援としての食事提供等はこの限りでない）</p>	/	<p>①取得税・重量税・自動車税・保険料・登録諸経費・リサイクル法関係費用・納車経費等</p> <p>②申請する地域福祉活動・福祉サービス提供に必要な機能以上の機能を有する車両の購入経費</p> <p>③使用頻度が極端に少ない車両の購入経費</p>
助成限度額・助成割合	<p>①助成限度額は1申請者あたり50万円とし、助成割合は助成対象経費(消費税を含む)の4分の3以内(千円未満切り捨て)とする。</p> <p>②他団体等からの補助・助成等(県・市町村等行政からの補助、民間・社会福祉協議会助成、利用者負担)がある場合は、その額を経費総額から減じて助成対象経費とする。</p> <p>③全国大会等の開催事業に対する助成限度額は次のとおりとする。</p> <p>ア 500人以上・・・30万円</p> <p>イ 300人以上・・・20万円</p> <p>ウ 100人以上・・・10万円</p> <p>④近畿ブロック大会等の開催事業に対する助成限度額は次のとおりとする。</p> <p>ア 500人以上・・・20万円</p> <p>イ 300人以上・・・10万円</p> <p>ウ 100人以上・・・5万円</p>	<p>①助成限度額は1申請者あたり150万円とし、助成割合は助成対象経費(消費税を含む)の4分の3以内(千円未満切り捨て)とする。</p> <p>②他団体等からの補助・助成等(県・市町村等行政からの補助、民間・社会福祉協議会助成、利用者負担)がある場合は、その額を経費総額から減じて助成対象経費とする。</p>	
留意事項	<p>「共同募金広域助成申請にかかる審査基準」の2の算定にあたり、当期末支払資金残高のうち、申請年度以後3年以内に計画的に支出する臨時的経費が含まれている場合は、「審査基準にかかる理由書」【様式1-2】を添付すること。</p>		
	<p>①同一事業の同一内容(県大会、研修会、機関紙発行等)での助成は連続3年までとするが、解決しようとしている地域福祉課題の解決のためには3年を超えて事業を継続実施する必要性を本会が認める場合はこの限りではない。</p> <p>②機関誌・広報誌発行事業については、配布先毎の配布部数の一覧(任意様式)を添付すること。</p>	<p>①申請に際しては、施設・設備整備を実施する必要性や緊急性、及び見込まれる効果を具体的に示すこと。</p> <p>②施設・設備整備費助成の助成決定を受けた年度の翌年度は、同種別への助成申請はできない。ただし、同一申請者が複数の施設等を経営している場合は、助成対象となった施設等以外の施設等に係る事業であれば翌年度も申請できることとする。</p>	<p>①申請に際しては、車両整備を実施する必要性や見込まれる効果を具体的に示すこと。</p> <p>②現有車両一覧表【様式1-3】を添付すること。</p>

■申請方法等については、下記をご確認ください。(全ての助成事業での共通事項です)

募集期間及び申請方法	<p>令和5年11月1日(水)から同年12月20日(水)までの間に、助成申請書【様式1-1】、【様式1-2】、【様式1-3】をメール送信により、その他添付書類は郵送またはメール送信により提出してください。</p> <p>助成申請書等は、本会のホームページよりダウンロードできます。 https://nara-akaihane.com/ 「助成をうけたい」→「様式ダウンロード」</p>
助成審査・決定及び交付	<p>事務局において申請内容を審査(必要に応じ、現地調査やヒアリング等を実施)したうえで、配分委員会における助成案の審議を経て、理事会及び評議員会において決定します。</p> <p>助成決定または非決定については、令和6年3月下旬頃に申請者に通知書により通知します。</p>
助成事業の変更について	<p>助成決定後、やむを得ない理由により事業内容を変更する必要がある場合は、事業着手前に助成変更申請書(※)を提出してください。</p>
助成事業の完了報告及び助成金の精算	<p>事業完了後1か月以内に助成完了報告書(※)をメール送信により、また、助成金交付請求書(※)及び添付書類は郵送またはメール送信により提出してください。</p> <p>助成完了報告書(※)の内容を審査し、適正と認めたときは助成金の全部もしくは一部を、助成金交付請求書(※)に基づき助成金を送金します。</p> <p>助成金は原則として精算払いですが、自己資金のみでは事業を着手することが困難な場合、助成金交付請求書(※)を提出し、その理由をやむを得ないと認める場合は、助成決定額の1/2以内の額で概算払いを行います。</p>
助成事業の受配表示	<p>助成対象事業の実施にあたっては、地域住民に対し、赤い羽根共同募金の助成による事業であることを必ず周知してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット・チラシ等への掲載、購入物品にステッカー貼付等 ・機関誌や管理するホームページ等に受配内容を掲載 ・地域のさまざまな広報媒体に掲載依頼 ・理事会・総会等において受配内容を報告
助成の取消及び助成金の返還	<p>次のいずれかに該当した場合、助成金の全部又は一部の決定を取消又は返還となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偽りその他不正な手段によって助成の決定又は助成金を受けた場合 ・事業を中止した場合及び事業を遂行する見込がなくなったと認められる場合 ・助成金を指定された用途以外に使用した場合 ・助成事業に関する本会の監査を拒み、又は監査に基づく指示に従わない場合 ・助成により取得した物件を管理期間内に本会の承認を受けることなく処分した場合 ・その他法令等に抵触するなど、助成を受ける団体の適格性を著しく欠く場合
申請・問合せ先	<p>社会福祉法人 奈良県共同募金会 〒634-0061 橿原市大久保町 320-11 奈良県社会福祉総合センター内 TEL:0744-29-0173 FAX:0744-29-0174 E-mail:info@nara-akaihane.com</p>
申請される方へのお願い	<p>共同募金の助成金は、自分の住む地域を良くしようという県民の皆様の善意による寄付金が財源となっています。</p> <p>助成を受けられる団体等のさまざまな福祉活動に対し、地域の方々が共感され、共同募金運動にご協力いただくという循環で共同募金運動が展開されることが重要です。</p> <p>このため、地域の皆様に共同募金の助成を受けて行われる福祉活動について十分ご理解をいただくとともに、助成を受けた団体等自らも募金活動へのご協力をお願いします。</p>

(※) 助成決定後に示す様式

■募集および助成については、本要項のほか、「共同募金助成要綱」「令和5年度奈良県共同募金広域助成要領」「共同募金広域助成申請にかかる審査基準」を参照してください。